

- 1 当社が貴社に紹介した採用者が、自己都合または就業規則違反等、採用者の責に帰すべき事由により入社後1ヶ月以内に退職した場合、当社は前項に定めた紹介料金の50%を貴社に返還します。
- 2 前項の返還金は、貴社が当該採用者の退職理由および退職日を証明する書面（退職証明書、メール等の電磁的記録を含みます）を当社に提出した日の翌月末日までに、当社が貴社指定の金融機関口座へ振り込むものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。
- 3 貴社は、当社から求めがあった場合、採用者の退職理由および退職日について、当社の求めに応じて証明する義務を負います。